



2002年3月26日 第3号

OKAMOTO & COMPANY

㈱オカモトアンドカンパニー国際会計事務所 / 花登博子税理士事務所

I 2002年度税制改正

日本 経済がデフレ・スパイラル（物価下落と景気後退の悪循環）のふちに立たされている中で、政府は、1月21日召集の通常国会に2002年度予算案及び税制改正案を提出します。予算案の規模は81兆2,300億円（対前年度当初予算比1.7%減）であり、また、税制改正案による減税額は300億円です。

この予算案及び税制改正案により、政府は、その経済見通しで2002年度の実質経済成長率を0%（2001年度はマイナス1%）と予測し、また、税収は不況のため対前年度当初予算比で7.7%減少し46兆8,200億円と予測しています。

これに対し、民間のシンク・タンクの見方では、企業の設備投資がさらに落ち込み物価の下落も予想されることから、日本経済は2002年度にやや好転するもののその成長率はマイナス領域にとどまると予測するのがほとんどです。また、予算案については、小泉首相の公約である国債発行30兆円枠に縛られており、日本経済がデフレ・スパイラルに陥るのを防ぐには力不足であると評価するエコノミストもかなりいます。

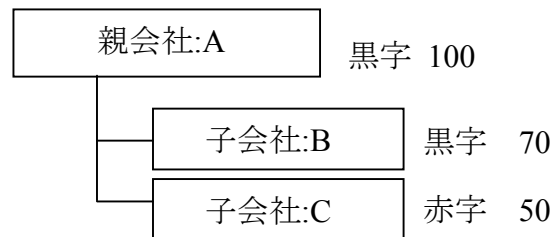
他方、2002年度税制改正案の中味をみると、経済活性化につながる改正項目がほとんどない小幅改正にとどまっていますが、これは政府に大規模減税を実施するだけの財政余力がないのが主な理由です。このような状況下で、小泉首相は、今年早々から税制の抜本的改正作業に着手し、それを2003年度予算に反映させると公言しています。

さて、それでは2002年度税制改正案の概要を見てみましょう。（改正事項は、原則として、2002年4月1日から施行されます。）

(1) 連結納税制度の導入

この制度では、企業グループ（親会社とその1

00%子会社）内の各社は法人税を個別に課税されるのではなく、各社まとめて一体として課税されます。



課税所得

	A	B	C
現行の制度	100	70	0
連結納税制度	100+70-50=120		

連結納税制度の導入による8,000億円の税収減に対しては、次の増収措置がとられます。

—— ① 2年間2%の付加税の賦課（1,000億円） ② 連結前の子会社の繰越欠損金の算入制限など（2,500億円） ③ 退職給与引当金の廃止、受取配当の益金不算入の縮減など（4,000億円）

(2) スtock・オプション税制の拡充

- ・ 課税を繰り延べる年間権利行使額の上限が1,000万円から1,200万円に引き上げられます。
- ・ 対象者が保有株式50%超の子会社の役員に拡大されます。

(3) 中小企業の交際費課税の軽減

資本金が1,000万円超で5,000万円以下の法人の交際費の損金算入対象額の上限が年300万円から年400万円に引き上げられ、その上限額以下の交際費の額の80%が損金算入できます。

(4) **株式譲渡益課税の「申告不要制度」の創設**

2003年1月の申告分離課税への一本化に合せて、証券会社が税額を毎月計算して源泉徴収し、個人投資家に代わり株式譲渡益を申告納税する制度が創設されます。

(5) **高齢者向け少額貯蓄非課税制度（マル優）の段階的廃止**

元本350万円までの預金利子等に対して20%の所得税を免除している優遇措置（マル優）が2003年1月から3年間で段階的に廃止されます。但し、障害者及び母子家庭向けの優遇措置は存続されます。

(6) **同族会社の株式に対する相続税課税の軽減**

一定の同族会社の株式を相続した場合、3億円を限度として相続税の課税価格が10%減額されます。なお、この特例を選択した場合には、小規模宅地等に対する相続税の特例等は適用できません。

(7) **沖縄県内に「金融業務特別地区」を創設**

金融業務特別地区に進出する金融機関・金融関連法人については、10年間35%の所得控除が認められます。

(8) **外形標準課税を2003年度をメドに導入**

従業員数、賃金総額、資本等の額などを基準として課税される外形標準課税制度が法人事業税に導入されます。これは所得に対する課税ではないので赤字企業にも課税されることとなりますので、景気の状態等も勘案しつつ2003年度をメドに導入されることになっています。

II 今後の課題

先にもふれたように、小泉首相は政府税制調査会及び自民党税制調査会に対して今年早々から現行税制の抜本的見直し作業に着手するよう要請しています。この2003年度の大規模な税制改革へ向けて検討される主な事項には、① 所得税の課税最低限の引き下げ、② 道路特定財源の見直し、③ 炭素税の導入、④ 地方交付税交付金制度の見直し及び ⑤ 消費

税の見直しなどがあります。

なお、小泉首相は、自ら議長を務める経済財政諮問会議でも税制の抜本的改正を検討する考えであり、1989年の消費税導入以来の税制抜本改革を首相官邸主導で断行する意向です。

**㈱オカモトアンドカンパニー国際会計事務所
/ 花登博子税理士事務所**
〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目3番地
新麹町ビル7F

TEL 03(5276)0900 FAX 03(5276)0950

<http://www.okamoto-co.co.jp>

注意 本ニュースレターの一部あるいは全部について株式会社オカモトアンドカンパニーの承諾を得ずにいかなる方法においても無断で複写、複製することは禁じられています。